

試験研究分科会における評価制度の見直しについて

資料 3

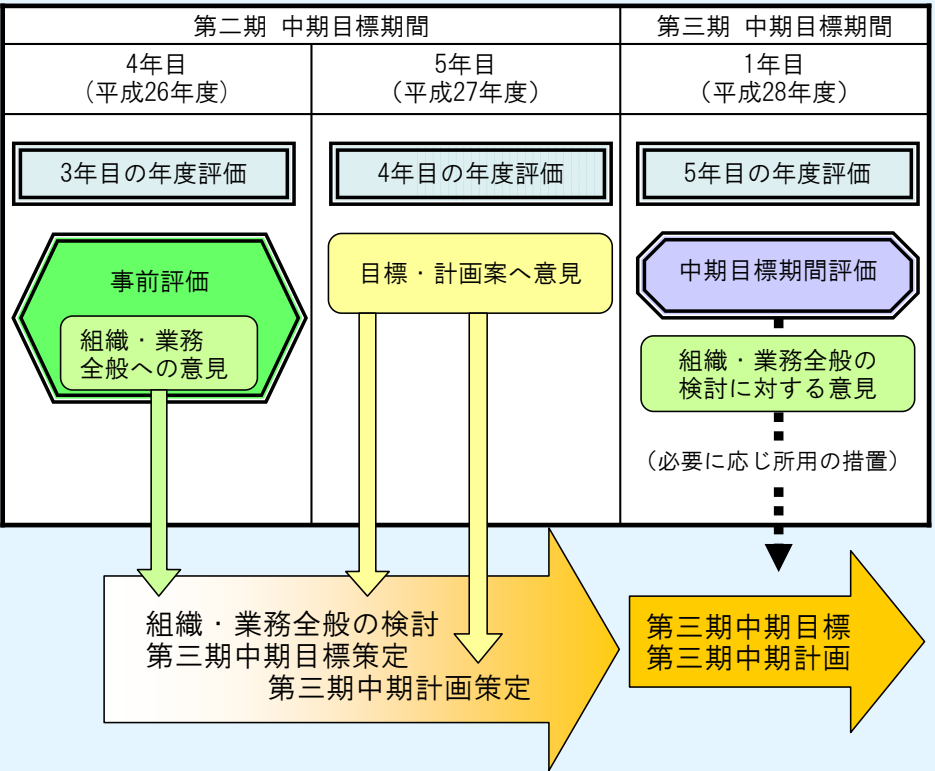
評価委員会が定める「地方独立行政法人の評価の基本的な考え方」の一部改正をうけ、
第一期中期目標期間の取組と課題をふまえ、試験研究分科会における評価制度の見直しを検討

<幹事会にて平成26年3月10日付で決定>

1 これまでの評価制度

- ① 次期中期目標に評価委員からの意見を反映させるため、中期目標期間最終年度の前年度（4年目）に事前評価を実施（現行中期目標期間前半3年間の中期目標の達成見込み状況及びその効果の分析を行い、目標の検討に資する意見を述べる）
- ② 中期目標期間終了後に、組織・業務全般の検討に対する意見聴取を実施

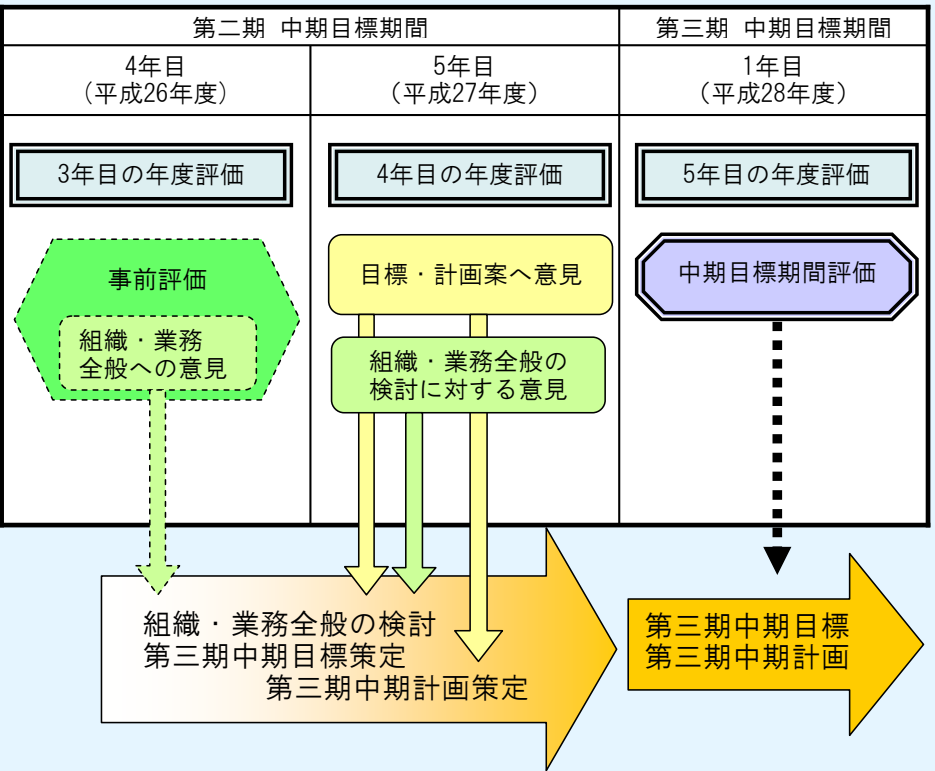
※来年度以降の産技研を例とする



3 変更後

- ① 事前評価の義務付けを廃止し、実施の有無、方法を各分科会の判断に委ねる
- ② 中期目標期間最終年度（5年目）に、組織・業務全般の検討に対する意見聴取を実施（次期中期目標案への意見と同時聴取）

※来年度以降の産技研を例とする



2 これまでの制度における課題

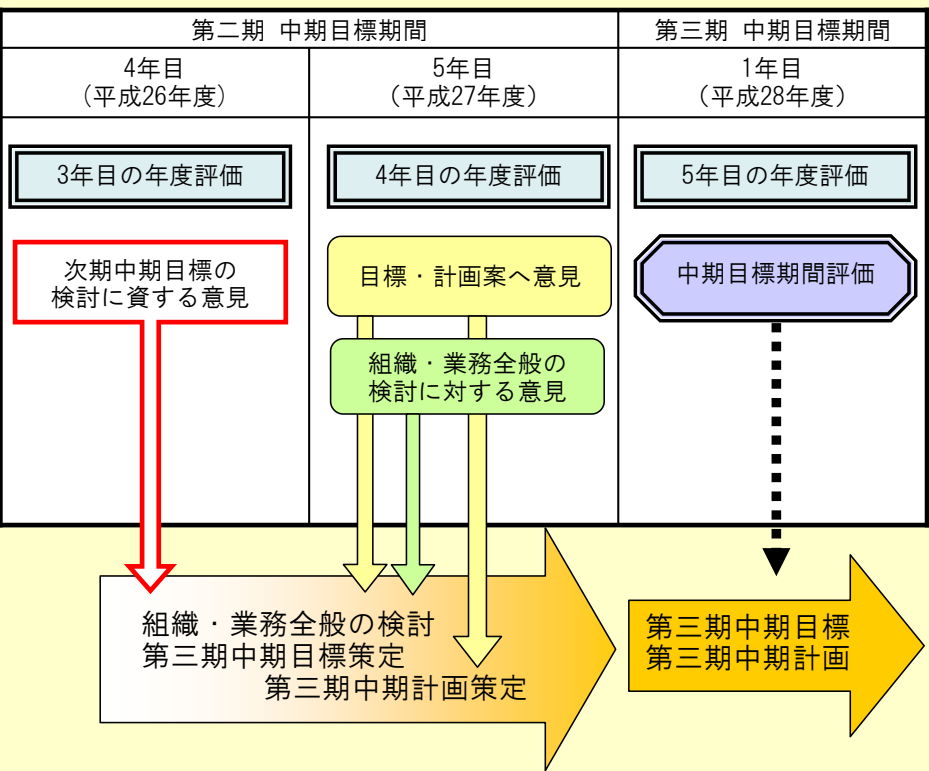
- ① 事前評価が制度化されているため、各分科会に即した他の手段を選択できない。
- ② 中期目標期間終了後に、組織・業務全般の検討結果を総括し、評価委員会に付議しているが、時機を逸しており意義が希薄。

<本日の審議事項>

試験研究分科会（案）

事前評価で定められていた「中期目標の達成見込み状況及びその効果の分析」は各年度評価の過程で行っているため、従前通りの事前評価は実施せず、次期中期目標の検討に資する意見交換の場を設ける

※来年度以降の産技研を例とする



26年度のスケジュール（案）

	7月	8月	9月	10月
年度評価	● 第1回 (7/4) [持ち回り]	● 第2回 (7/25)	● 第3回 (8/7)	
次期目標に対する意見交換（案）		● 法人からのヒアリング	[持ち回り]	● 分科会総意を決定 ⇒都へ具申

※ この後、都が目標（案）を検討。27年6月頃に分科会で審議した後、9月頃に目標を確定する。

【根拠法令】

年度評価

地方独立行政法人法
（以下、法という。）
第28条

組織・業務全般の
検討に対する意見

法第31条

事前評価

「地方独立行政法人の評価の
基本的な考え方について」
（評価委員会決定）

3/10付で任意規定に改正

中期目標期間評価

法第30条

目標・計画案へ意見

法第25条・26条